定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月七日

群馬県伊勢崎市長沼町二二二番地一

群馬高圧ガス株式会社

代表取締役　辻　健夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月七日

千葉県松戸市小金五三番地

株式会社イタクラ

代表取締役　板倉　徹男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月七日

千葉県松戸市根木内六二四番地の八

株式会社スタッフ

代表取締役　上杉　浩司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月七日

千葉県柏市柏三六七番地二

ユニーテック株式会社

代表取締役　新井　久枝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月七日

千葉県松戸市古ケ崎三丁目三四一九番地の三

株式会社レッツ

代表取締役　山本　隆太

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月七日

東京都荒川区町屋八丁目四番八号藤和シティコープ町屋二―一〇七

株式会社テングヤ洋品店

代表取締役　髙橋　伸明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月七日

東京都千代田区神田小川町一丁目四番地二

風雲堂別館ビル　株式会社タイム

代表取締役　高木　道郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月七日

東京都千代田区九段北一丁目九番一六号

ＡＢＣ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　黒川　正博

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月七日

岐阜市茜部菱野一丁目三五番地

テレス紳士服株式会社

代表取締役　安田　善孝

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年一月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年十二月七日

岐阜市茜部菱野一丁目三五番地

テレス紳士服株式会社

代表取締役　安田　善孝

限定承認公告

本籍東京都墨田区八広四丁目四二番、最後の住所東京都墨田区八広四丁目四二番二号

被相続人　亡　江村　淳一

右被相続人は平成二十九年八月十二日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月二十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月七日

東京都中央区銀座四―九―六陽光銀座三原橋ビル七階第一法律事務所

相続財産管理人江村広規

代理人弁護士　羽倉佐知子

限定承認公告

本籍茨城県日立市下深荻町二〇七七、最後の住所東京都町田市中町二―二〇―三老人ホームなかまち　被相続人　亡　梶山　節子

右被相続人は平成二十九年四月十五日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月二十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月七日

東京都千代田区外神田二―五―九プラウドフラット外神田二〇六号

限定承認者　梶山シイマ

限定承認公告

本籍神奈川県綾瀬市綾西一丁目一五番、最後の住所神奈川県綾瀬市綾西一丁目一五番一二号　被相続人　亡　原田　孝一

右被相続人は平成二十九年九月十一日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月二十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月七日

神奈川県厚木市中町三丁目一二番三号藍田ビル五階　本厚木法律事務所

相続財産管理人原田純子

代理人弁護士　佐藤　光輝

同　瀬戸　崇文

限定承認公告

本籍大阪府泉南郡熊取町久保一丁目一五三九番地、最後の住所大阪府泉南郡熊取町久保一丁目三番二一号　被相続人　亡　山下　茂

右被相続人は平成二十九年九月一日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月二十九日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月七日

大阪府泉南郡熊取町久保一丁目三番二一号

限定承認者　山下　純吉

限定承認公告

本籍大分県日田市隈一丁目一五六番地、最後の住所大分県日田市隈一丁目一番三三号　被相続人　亡　末崎みどり

右被相続人は平成二十九年八月二十八日死亡し、その相続人は平成二十九年十一月十日大分家庭裁判所日田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月七日

大分県日田市隈一丁目一番三三号

限定承認者　末崎　文生

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四二	二	二	五億円	二十五億円

平成二十九年十一月二十八日外務省告示第三百八十八号（フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月七日第二六五号二

十一月八日付参会第二号二

二四ページ●同日付政府調達第二三一号二四ページ●

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）